

一般財団法人全国大学実務教育協会会長賞授与規程

制 定 H 2 1 . 3 . 2 3

一部改正 H 2 1 . 1 2 . 1 9

一部改正 H 3 0 . 1 2 . 1 7

(目 的)

第 1 条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）が定める資格認定者に対する本協会会長賞の授与について本規程を制定する。

(会長賞)

第 2 条 本協会は、一般財団法人全国大学実務教育協会定款第 6 条に定める資格認定証の授与を受ける会員校において、本規程第 4 条に定める授与要件を満たした者に会長賞を授与する。

(授与者数)

第 3 条 会長賞は、会員校の各資格ごとに、原則として当該資格認定者 3 0 名以上の場合において 1 名に授与するものとする。ただし上級及び上級以外の同一の資格を有する資格認定者の場合において、両資格認定者の合計が 3 0 名以上いる場合は、両資格認定者のいずれかの者 1 名に会長賞を授与することができるものとする。

(授与要件)

第 4 条 会長賞の授与は、次に定める要件を満たした者でなければならない。

- 一 当該教育課程の成績が特に優れ、また学部もしくは学科の成績も優秀な者
- 二 当該資格の職業的資質に特に適合していると思われる者

(推薦手続及び推薦時期)

第 5 条 会長賞授与は、会員校の学長の推薦によるものとする。

- 2 推薦の時期は、資格認定証取得申請者の単位修得確定又は卒業確定と同時に行うものとする。

(推薦書様式)

第 6 条 推薦書の様式は、別に定める。

(会長賞賞状)

第 7 条 会長賞は賞状授与とし、推薦校学長に送付し、学長が受賞者に伝達するものとする。

- 2 賞状の交付日付は、毎年 3 月 3 1 日とする。

附則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 2 1 年 1 2 月 1 9 日から施行する。

附則

この規程は、平成30年12月17日から施行する。